

会社分割に係る不動産取得税の非課税措置について

地方税第73条の7第2号後段及び地方税法施行令第37条の14に定める会社分割により不動産を取得した場合、不動産取得税は非課税となります。

以下の要件に該当する場合は、不動産申告（報告）書に必要書類を添付の上、取得した不動産を管轄する県税事務所まで提出ください。

1 非課税の要件

以下のいずれかの分割において、それぞれの条件を満たす必要があります。

（吸収分割、新設分割とを問わない）

<分割型分割の場合>

- ① 分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと
- ② 当該株式が分割法人の株主等の有する当該分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるもの
- ③ 当該分割により分割事業にかかる主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること
- ④ 当該分割に係る分割事業が分割承継法人において当該分割後に引き続き営まれることが見込まれていること
- ⑤ 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね100分の80以上に相当する数の者が当該分割後に分割承継法人に従事することが見込まれていること

<分社型分割の場合>

- ① 分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと
- ② 当該分割により分割事業にかかる主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること
- ③ 当該分割に係る分割事業が分割承継法人において当該分割後に引き続き営まれることが見込まれていること
- ④ 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね100分の80以上に相当する数の者が当該分割後に分割承継法人に従事することが見込まれていること

2 申告に必要な提出書類

以下の書類を下記3の管轄の県税事務所にご提出ください。必要に応じてその他の書類を提出していただくことがあります。

- ①不動産取得申告（報告）書（様式第68号）

※対象物件が多く申告書へ書ききれない場合には、申告書へは「別紙のとおり」と記載いただき、別紙として物件一覧を添付ください。

- ②分割について承認又は同意があったことを証する書類
（例）分割会社の株主総会議事録、取締役会議事録等
- ③分割の内容がわかるもの
（例）分割計画書、分割契約書等
- ④履歴事項全部証明書【分割法人、分割承継法人とも】
- ⑤定款【分割法人、分割承継法人とも】
- ⑥分割法人から承継する権利義務に関する事項を確認できる書類
（例）貸借対照表、承継権利義務明細表等
- ⑦分割事業に係る従業員のうち、分割承継法人に従事する人数がわかる書類
（例）会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に係る書面、雇用契約書、分割前後における当該分割事業部門の従業者の人数比較表、従業者名簿等

3 お問い合わせ先及び書類の提出先

ご不明な点ございましたら、不動産所在地を管轄する県税事務所へお問い合わせください。
また、申告書の提出は郵送でも受け付けております。

県税事務所	電話	所在地	管轄区域 (取得した不動産の所在地)
水戸県税事務所 課税第二課	029-221-4820	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 県水戸合同庁舎内	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、 大洗町、城里町
常陸太田県税事務所 課税第二課	0294-80-3312	〒313-8666 常陸太田市山下町4119 県常陸太田合同庁舎内	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城 市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂 市、東海村、大子町
行方県税事務所 課税第二課	0299-72-0773	〒311-3893 行方市麻生1700-6 県行方合同庁舎内	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾 田市
土浦県税事務所 課税第二課	029-822-7216	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 県土浦合同庁舎内	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、 牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、 かすみがうら市、つくばみらい市、美 浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西県税事務所 課税第二課	0296-24-9197	〒308-8511 筑西市二木成615 県筑西合同庁舎内	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑 西市、坂東市、桜川市、八千代町、五 霞町、境町